

消費生活論

第4講 「持続可能な社会の形成と消費者」

三輪 聖子（岐阜女子大学）

第4講 「持続可能な社会の形成と消費者」

【目 的】

持続可能な社会を形成するには、自分が消費者市民として取り組まなければならない事項を自覚する。

【学修到達目標】

- ・ 環境問題について説明できる。
- ・ SDGsについて説明できる。
- ・ 環境に配慮した持続可能な消費行動について実行できる。

1-7 消費者問題の深刻化～持続可能な社会の形成と消費者～

1. 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会と消費者

消費者基本法⇒ 「消費者の権利と自立の支援」という消費者政策の基本理念(第2条)を掲げている



「消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない」(同条5項)

大量生産・大量消費・大量廃棄による地球環境問題(地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等)が表面化



人類を含む全生物の存続の基盤



持続可能な社会の形成が大きな課題

消費者は何をしなければ
ならないか？

コラム 持続可能(サステナブル)とは

- ・ 1987年「環境と開発に関する世界委員会 (WCED) 」は報告書で「持続可能な開発 (Sustainable Development) 」という考え方を提唱した。
- ・ 1992年 国連環境開発会議(地球サミット)の行動計画「アジェンダ21」で理念が取り入れられた。
- ・ 環境保全と開発(発展)の両立を可能とする考え方
- ・ 環境基本法の理念の1つ

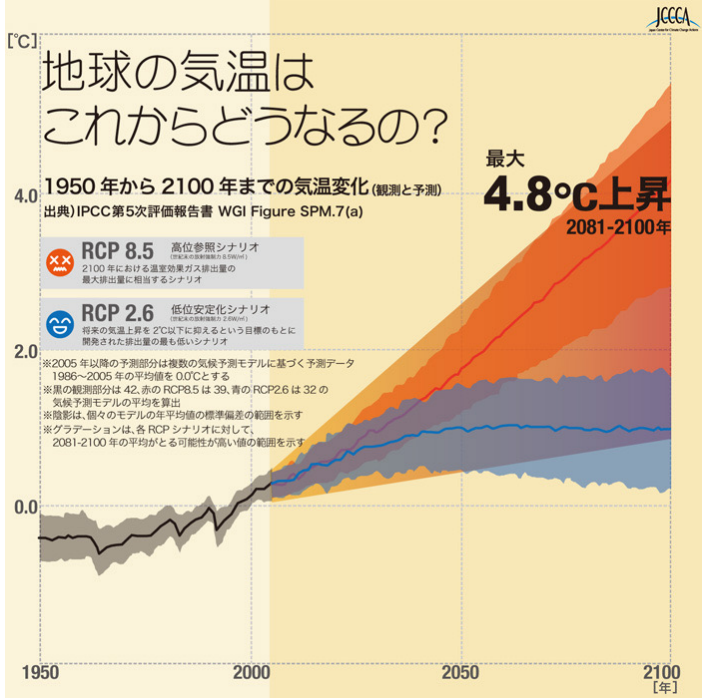
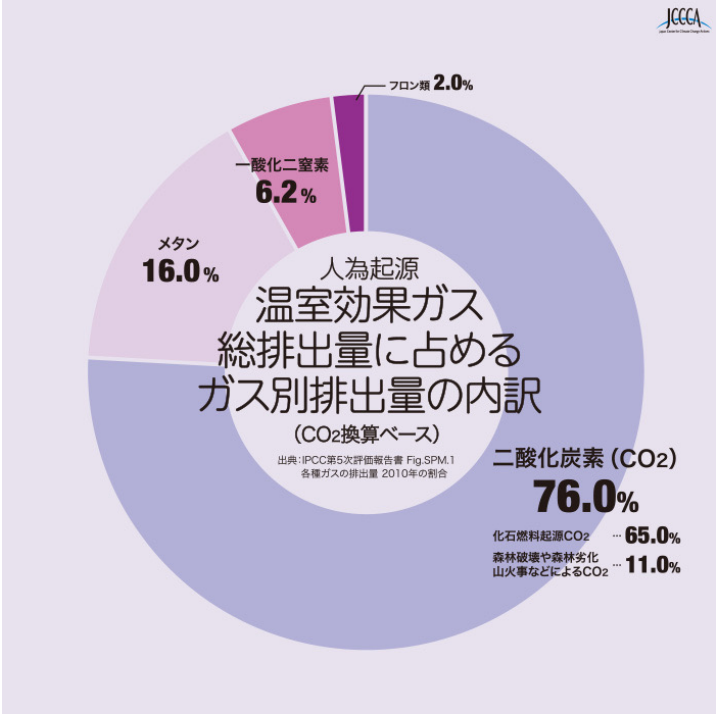
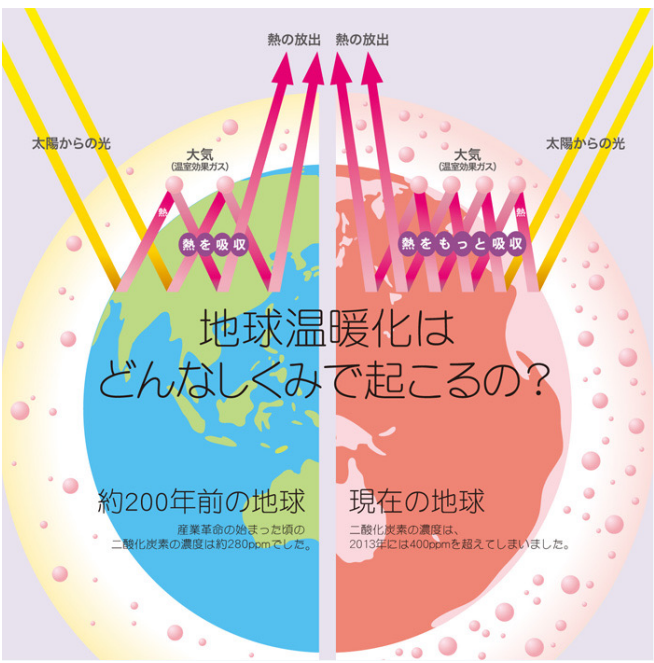
環境基本法の制定に至るまでの歩み	
年	事件・法律等
1960年代	四大公害事件
1967年	公害対策基本法
1970年	公害国会（公害関係14法の整備・改正）
1972年	自然環境保全法
1993年	環境基本法

環境問題について

地球温暖化

産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めている。

現在、地球の平均気温は14℃前後だが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいになる。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めている。



オゾン層の破壊

地上に降り注ぐ紫外線量が増え、人体や動植物に影響を及ぼすおそれが大きくなる。

紫外線量の増加による人体や動植物への影響

紫外線は、皮膚がんや白内障といった病気の発症、免疫機能の低下など人の健康に影響を与えるほか、陸地や水中の生態系に悪影響を及ぼす。北半球中緯度のいくつかの観測地点では、1990年以降紫外線量が増加し続けているが、これには、オゾン全量の減少以外に大気中の微粒子(エアロゾル)量や大気汚染の減少や雲の量の減少などの要因も影響していると考えられる。

酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶解込み、通常より強い酸性を示す現象。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。

森林破壊

自然の回復力を上回るスピードで森林伐採や焼失などが原因となり、森林面積が減少している現象を森林破壊という。森林破壊の原因は、一言で言えば開発。人間活動のために様々な理由で木が伐採されたり森林が劣化している。

砂漠化

それまで砂漠ではなかった土地が、砂の大地になることを含むが、正式には「乾燥、半乾燥、乾燥半湿潤地域における、気候変動および人間の活動を含む種々の要因に起因する土地の劣化」である。

環境問題を解決するためには、社会経済システムを転換する必要がある



「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会」

グリーンコンシューマー

「**グリーンコンシューマー**」とは、**環境に配慮している製品に対して購買意欲がある消費者のこと**である。グリーンコンシューマーが増えることで、環境配慮商品の市場での流通が増え、商品のライフサイクルでの環境負荷が下がっていく。このような消費者の活動を「グリーンコンシューマー活動」という。

1988年9月、イギリスのジョン・エルキントンとジュリア・ヘインズが共著で「グリーンコンシューマー・ガイド（The Greenconsumer Guide）」を出版してからこの言葉が使用されるようになったと言われている。当時、ヨーロッパはチェルノブイリの原発事故や北海でのアザラシの大量死、ライン川の汚染、酸性雨の深刻化など、さまざまな環境危機が相次ぎ、さらに地球規模の環境問題が人々の関心を集めた時期であった。

2. 「持続可能な開発」～国連の取り組み、SDGs～

(1) 「持続可能な開発」に関する国連の動き

- 1972年 国連人間環境会議 「人間環境宣言」
- 1987年 「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」報告書 「持続可能な発展」
- ①1992年 地球サミット(国連環境開発会議) リオデジャネイロで開催
「リオ宣言」⇒「アジェンダ21(21世紀行動計画)」 「森林原則声明」が採択
「気候変動枠組条約」「生物多様性条約」に各国代表が署名
- ②2002年 ヨハネスブルグ・サミット(持続可能な開発に関する世界首脳会議、リオ+10)
「ヨハネスブルグ宣言」「持続可能な開発のための実施計画」を採択
- ③2012年 国連持続可能な開発会議(リオ+20)
「持続可能な消費と生産形態に関する10年計画枠組み」などを採択

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)

- 2015年9月 国連総会「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択
17のゴールと169のターゲットが設定⇒ 先進国も発展途上国も対象 (達成期限2030年)
- 2000年国連ミレニアム宣言をもとに2001年にミレニアム開発目標(MDGs)が設定されていた
主として発展途上国が対象 (達成期限2015年)

地球環境に関する条約

- 1985年ウィーン条約、1987年モントリオール議定書、1992年気候変動枠組条約⇒1997年京都議定書
- 2015年パリ協定

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称
SDGsは2015年9月の国連サミットで採択
国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標



People 人間
世界の貧困をなくす



貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、水・衛生

Prosperity 繁栄
「つづく経済」をつくる



エネルギー、雇用、産業、格差是正、人間居住

Planet 地球
環境を守り育てる



生産・消費、気候変動、海と陸の生物多様性

Peace 平和
1～15を実現するしくみをつくる



平和、法の支配、ガバナンス、透明性、説明責任、能力のある政府など

Partnership 協働
1～15を実現する資金と協力関係を生み出す



SDGs達成のための資金、技術、能力構築、貿易、経済

3. 持続可能な社会の形成と消費者

(1)環境政策の動き

＊地球環境問題

＊資源・エネルギー問題



最重要課題

1993年 環境基本法 制定

基本理念 ①健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承（3条）

②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築（4条）

③国際的協調による地球環境保全の積極的推進（5条）

2000年 循環型社会形成推進基本法 制定

2001年 1997年設置の環境庁⇒ 環境省へ

(2)循環型社会の形成

「低炭素化社会」「自然共生社会」の実現が重要

循環型社会形成推進基本法⇒ 各リサイクル法が位置付けられた

「3R」

Reduce（リデュース）： 使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなる
発生抑制 ように、ものを製造・加工・販売すること

Reuse（リユース）： 使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しない
再利用 で再使用すること

Recycle（リサイクル）： 再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源
再生利用 として再生利用すること

コラム 食品ロス削減、消費期限と賞味期限
過剰除去
食べ残し
直接廃棄(期限切れなど)

H29年

食品廃棄物 約2,550万トンうち食品ロス約621万トン
世界中の食糧援助量 年間390万トン(H30)

2019年5月31日 「食品ロス削減推進法」公布 10月1日施行

消費期限⇒袋や容器を開けないまま書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで「安全に食べられる期限」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示 およそ5日以内

賞味期限⇒袋や容器を開けないまま書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月(日)」まで「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではない。色やにおい、味などをチェックして異常がなければ、まだ食べることができる。

3カ月以内 賞味期限 年月日表示

3カ月以上 賞味期限 年月表示

4. 環境・社会等に配慮した消費行動、倫理的消費(エシカル消費)～消費者市民社会の形成に向けて～

消費者基本法に基づく消費者基本計画



「倫理的消費（エシカル消費）」

エシカルとは「倫理的」という意味で「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」という

エシカル消費の行動例

買い物するときに、できること（例）

- ・ 買い物に袋が必要な場合は、マイバッグを持参する
- ・ 必要な食品を必要なときに必要な量だけ購入する（食品ロスの削減※）
- ・ リサイクル素材を使ったものや省エネ製品など環境に配慮した商品を購入する
- ・ 地元の産品を購入する（地産地消）
- ・ 被災地の産品を購入する（被災地支援）
- ・ 福祉施設で作られた製品を購入する（障害者の自立支援）
- ・ エシカル消費に関連する認証ラベル・マークのついた商品を購入する

（フェアトレード…開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者・労働者の生産力や経済状況の向上を目指す貿易の仕組み）

- ・ 寄付付き商品を購入する など



課題

あなたがめざす消費者市民社会について800字程度で述べなさい。



海のエコラベル
持続可能な漁業で獲られた
水産物

MSC認証
www.msc.org/jp

